

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4719957号
(P4719957)

(45) 発行日 平成23年7月6日(2011.7.6)

(24) 登録日 平成23年4月15日(2011.4.15)

(51) Int. Cl. F I
G 0 6 F 21/24 (2006.01) G O 6 F 12/14 5 2 0 B
G 0 6 F 3/06 (2006.01) G O 6 F 3/06 3 0 1 B
 G O 6 F 3/06 3 0 4 H

請求項の数 15 (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2000-157954 (P2000-157954)	(73) 特許権者	000005108 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
(22) 出願日	平成12年5月24日(2000.5.24)	(74) 代理人	100100310 弁理士 井上 学
(65) 公開番号	特開2001-337863 (P2001-337863A)	(72) 発明者	鎌野 寿充 神奈川県小田原市国府津2880番地 株式会社日立製作所 ストレージシステム事業部内
(43) 公開日	平成13年12月7日(2001.12.7)	(72) 発明者	高本 賢一 神奈川県小田原市国府津2880番地 株式会社日立製作所 ストレージシステム事業部内
審査請求日	平成19年4月24日(2007.4.24)	審査官	深沢 正志

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 記憶制御装置及び記憶システム並びに記憶システムのセキュリティ設定方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の上位装置と接続され、
 入力装置と、
 データを記憶する複数の論理ユニットを有する複数の記憶装置と、
 前記複数の上位装置毎に前記複数の論理ユニット各々へアクセスが可能か否かを示すアクセス可否情報を有し、前記アクセス可否情報に基づいて前記複数の記憶装置とのデータ転送を制御する記憶制御装置と、
 を備えた記憶システムであって、

前記記憶制御装置は、
 前記複数の上位装置のうち第1のベンダに属する第1の複数の上位装置からなる第1の上位装置群の識別子と、前記複数の論理ユニットそれぞれの識別子とを、前記入力装置の表示部に表示し、前記第1の上位装置群に対して、前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を入力させるよう制御する第1のモードと、

前記複数の上位装置のうち第1の上位装置の識別子と、前記複数の論理ユニットそれぞれの識別子とを、前記入力装置の表示部に表示し、前記第1の上位装置に対して、前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を入力させるよう制御する第2のモードと、
 を備え、

前記第1のモード入力された、前記第1の上位装置群に対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を示す情報を、前記第1の複数の上位装置それぞれに対する前記

複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を示す情報として、前記アクセス可否情報に登録し、

前記第2のモードで入力された前記第1の上位装置に対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を示す情報を前記アクセス可否情報に登録することを特徴とする記憶システム。

【請求項2】

請求項1に記載の記憶システムであって、

前記記憶制御装置は、

前記第1の上位装置からログイン要求を受信した場合、

前記ログイン要求に含まれるフレームから、前記第1の上位装置を識別する情報を切り出すことを特徴とする請求項1に記載の記憶システム。

10

【請求項3】

請求項2に記載の記憶システムであって、

前記記憶制御装置は、

前記複数の上位装置から受信するログイン要求に含まれるCompany__IDとベンダの情報の対応を予め記憶しておき、

前記第1のモードが選択された場合、

前記複数の上位装置いずれかからログイン要求受信した際に、当該ログイン要求から当該上位装置のCompany__IDを切り出し、同じCompany__IDを有する複数の上位装置を同じ上位装置群として管理することを特徴とする請求項2に記載の記憶システム。

20

【請求項4】

請求項2に記載の記憶システムであって、

前記記憶制御装置は、

前記第1のモードが選択された場合、

前記複数の上位装置のうち、第2の上位装置からログイン要求があった際、

前記ログイン要求に含まれる前記第2の上位装置のCompany__IDと、前記アクセス可否情報と、を参照し、

前記第2の上位装置のCompany__IDと、前記第1の複数の上位装置が属する前記第1の上位装置群のCompany__IDとが同一のとき、

30

前記第2の上位装置に対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセス可否を、前記第1の複数の上位装置それぞれに対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセス可否と同一になるように前記アクセス可否情報に登録することを特徴とする請求項2に記載の記憶システム。

【請求項5】

請求項2に記載の記憶システムであって、

前記記憶制御装置は、

前記ログイン要求に含まれるフレームから、N__Port__NameまたはWorld Wide Nameと、S__IDと、を切り出し、

前記N__Port__NameまたはWorld Wide Nameと、前記S__IDと、を対応づけた上位装置情報に登録することを特徴とする請求項2に記載の記憶システム。

40

【請求項6】

請求項5に記載の記憶システムであって、

前記第2のモードで前記表示装置に表示される、前記第1の上位装置の識別子は、前記第1の上位装置のWorld Wide Nameであり、

前記アクセス可否情報は、前記前記複数の上位装置それぞれのWorld Wide Nameと前記複数の論理ユニット各々の識別子の対応関係で管理されており、

前記記憶制御装置は、

前記第1の上位装置から、前記複数の論理ユニットに含まれる第1の論理ユニットへの

50

アクセス要求を受信した場合に、

当該アクセス要求に含まれる前記第 1 の上位装置の S _ I D と、当該アクセス要求に含まれる第 1 の論理ユニットの識別子と、前記上位装置情報と、前記アクセス可否情報と、を参照して、当該アクセス要求にもとづく前記第 1 の上位装置の前記第 1 の論理ユニットへのアクセスが可能か否かを判断する

ことを特徴とする請求項 5 に記載の記憶システム。

【請求項 7】

前記上位装置を識別する情報は、上位装置のプロトコル、ファイル形式または OS の何れかである請求項 1 又は 2 に記載の記憶システム。

【請求項 8】

前記記憶制御装置は前記上位装置とネットワークを介して接続される請求項 1 乃至 6 の何れかに記載の記憶システム。

【請求項 9】

前記記憶制御装置は異なったプロトコル及び / または異なったファイルシステムを持つ複数の前記上位装置と接続される請求項 1 乃至 6 の何れかに記載の記憶システム。

【請求項 10】

複数の上位装置と接続され、

入力装置と、

データを記憶する複数の論理ユニットを有する複数の記憶装置と、

前記複数の上位装置毎に前記複数の論理ユニット各々へアクセスが可能か否かを示すアクセス可否情報を有し、前記アクセス可否情報に基づいて前記複数の記憶装置とのデータ転送を制御する記憶制御装置と、

を備えた記憶システムの制御方法であって、

前記記憶システムの制御方法は、

前記複数の上位装置のうち第 1 のベンダに属する第 1 の複数の上位装置からなる第 1 の上位装置群の識別子と、前記複数の論理ユニットそれぞれの識別子とを、前記入力装置の表示部に表示し、前記第 1 の上位装置群に対して、前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を入力させる第 1 のモードと、

前記複数の上位装置のうちの第 1 の上位装置の識別子と、前記複数の論理ユニットそれぞれの識別子とを、前記入力装置の表示部に表示し、前記第 1 の上位装置に対して、前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を入力させる第 2 のモードと、

を備え、
前記第 1 のモード入力された、前記第 1 の上位装置群に対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を示す情報を、前記第 1 の複数の上位装置それぞれに対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を示す情報として、前記アクセス可否情報に登録するステップと、

前記第 2 のモードで入力された前記第 1 の上位装置に対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセスの可否を示す情報を前記アクセス可否情報に登録するステップと

を有することを特徴とする記憶システムの制御方法。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の記憶システムの制御方法であって、

前記第 1 の上位装置からログイン要求を受信した場合、

前記ログイン要求に含まれるフレームから、前記第 1 の上位装置を識別する情報を切り出すステップを有することを特徴とする請求項 10 に記載の記憶システムの制御方法。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の記憶システムの制御方法であって、

前記記憶システムの制御方法は、

前記複数の上位装置から受信するログイン要求に含まれる Company _ I D とベンダの情報の対応を予め記憶しておき、

前記第 1 のモードが選択された場合、

10

20

30

40

50

前記第複数の上位装置いずれかからログイン要求受信した際に、当該ログイン要求から当該上位装置の Company __ I D を切り出し、

同じ Company __ I D を有する複数の上位装置を同じ上位装置群として管理することを特徴とする請求項 1 1 に記載の記憶システムの制御方法。

【請求項 1 3】

請求項 1 1 に記載の記憶システムの制御方法であって、

前記記憶システムの制御方法は、

前記第 1 のモードが選択された場合、

前記複数の上位装置のうち、第 2 の上位装置からログイン要求があった際、

前記ログイン要求に含まれる前記第 2 の上位装置の Company __ I D と、前記アクセス可否情報と、を参照し、

前記第 2 の上位装置の Company __ I D と、前記第 1 の複数の上位装置が属する前記第 1 の上位装置群の Company __ I D とが同一のとき、

前記第 2 の上位装置に対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセス可否を、前記第 1 の複数の上位装置それぞれに対する前記複数の論理ユニット各々へのアクセス可否と同一になるように前記アクセス可否情報を登録することを特徴とする請求項 1 1 に記載の記憶システムの制御方法。

【請求項 1 4】

請求項 1 1 に記載の記憶システムの制御方法であって、

前記記憶システムの制御方法は、

前記ログイン要求に含まれるフレームから、N __ P o r t __ N a m e または W o r l d W i d e N a m e と、S __ I D と、を切り出し、

前記 N __ P o r t __ N a m e または W o r l d W i d e N a m e と、前記 S __ I D と、を対応づけた上位装置情報に登録することを特徴とする請求項 1 1 に記載の記憶システムの制御方法。

【請求項 1 5】

請求項 1 4 に記載の記憶システムの制御方法であって、

前記第 2 のモードで前記表示装置に表示される、前記第 1 の上位装置の識別子は、前記第 1 の上位装置の W o r l d W i d e N a m e であり、

前記アクセス可否情報は、前記前記複数の上位装置それぞれの W o r l d W i d e N a m e と前記複数の論理ユニット各々の識別子の対応関係で管理されており、

前記記憶システムの制御方法は、

前記第 1 の上位装置から、前記複数の論理ユニットに含まれる第 1 の論理ユニットへのアクセス要求を受信した場合に、

当該アクセス要求に含まれる前記第 1 の上位装置の S __ I D と、当該アクセス要求に含まれる第 1 の論理ユニットの識別子と、前記上位装置情報と、前記アクセス可否情報と、を参照し、

当該アクセス要求にもとづく前記第 1 の上位装置の前記第 1 の論理ユニットへのアクセスが可能か否かを判断することを特徴とする請求項 1 4 に記載の記憶システムの制御方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、情報処理装置間での不正アクセス防止を行なうセキュリティ設定に関する。具体的には上位装置（ホストコンピュータ）と記憶制御装置（記憶システム）との間にネットワークを構成したコンピュータシステムにおいて、記憶制御装置配下にある記憶領域へのアクセス要求があった際の、不正アクセス防止を行う記憶システム及びこの記憶システムを含むコンピュータシステムに関連する。

【0002】

【従来の技術】

10

20

30

40

50

A N S I X 3 T 1 1で標準化されたファイバチャネルプロトコルでは、多数の装置が接続可能であり、かつ S C S I、E S C O N、T C P / I P 等多種のプロトコルを同時に運用可能な利点がある。しかし、異種プロトコルのため等異なるファイルシステムによるアクセスによって記憶装置のデータが破壊される恐れが生じる等の問題に対し、セキュリティ確保等の対策を行なう必要性が発生する。

【 0 0 0 3 】

このセキュリティ確保としては、特開平 1 0 - 3 3 3 8 3 9 号公報に記載のように、記憶制御装置配下の記憶領域に対するアクセスを許可するために、上位装置を一意に識別する情報と記憶領域へのアクセス可否を表すテーブルを記憶制御装置内に設定しておき、アクセス時にこのテーブルを比較することで、アクセス可能な上位装置以外からのアクセスを拒絶することで不正アクセスを防止する技術がある。

10

【 0 0 0 4 】

この識別情報とはホストバスアダプタ毎に固有な N _ P o r t _ N a m e 或いは W W N (World Wide Name) と呼ばれる 4 8 ビットの数字の羅列である。上位装置の識別情報を記憶制御装置内に予め登録しておくことにより、上位装置は記憶制御装置配下にある記憶装置内の記憶領域にアクセスすることができる。

【 0 0 0 5 】

【 発明が解決しようとする課題 】

上位装置の識別情報を記憶制御装置内に予め登録しておくため、ユーザ或いは管理者は、上位装置と L A N で接続されたマネージャ等により、上位装置に固有な 8 バイトの領域を持ち 4 8 ビットの数字で表される N _ P o r t _ N a m e を調査する。そしてこの数字を控えるなどした後に、自らの手で記憶制御装置へ登録する必要がある。そのため、この登録の際に上位装置の N _ P o r t _ N a m e を入力ミスし、意図した上位装置が記憶領域にアクセス出来なかったり、逆に意図しない上位装置が記憶領域にアクセスしデータを破壊してしまう恐れがある。

20

【 0 0 0 6 】

また、多数台の上位装置に対するアクセス可否を登録する場合、非常に時間を要することになる。従って、識別情報の取得および設定に関して、簡易に扱うことが望まれる。

【 0 0 0 7 】

本発明の目的は、接続された上位装置を一意に識別する情報を取得し、自動的に記憶制御装置内に登録することにより、簡易に記憶制御装置配下にある記憶領域へのアクセスの許可・抑止を行えるシステムを提供することにある。

30

【 0 0 0 8 】

【 課題を解決するための手段 】

上記目的を解決するために本発明は、はじめに上位装置から送信されてくるフレーム内に格納された上位装置を識別する情報を取得し、記憶制御装置内に登録し、管理者がアクセスを許可する上位装置についてアクセスを許可するフラグ情報の設定を変更する。

【 0 0 0 9 】

【 発明の実施の形態 】

以下、本発明の実施例について図面を用いて説明する。

40

【 0 0 1 0 】

まず、本発明の対象となる記憶システムとして記憶制御装置と磁気ディスク装置、この記憶システムと上位装置との間にファイバチャネルを用いて構築したネットワークを用いて構成したコンピュータシステム、いわゆる S A N (Storage Area Network) 環境におけるコンピュータシステムについて説明する。

【 0 0 1 1 】

ファイバチャネルとは、独自のコマンドセットを持たないシリアル転送方式をもつプロトコルであり、情報を非同期に送るために伝送媒体の帯域幅を有効に利用できる特色を持っている。そして独自のコマンドセットを持たないかわりに、物理転送方式を、S C S I、E S C O N といったコマンドセットの運搬路として使用することにより、従来のソフト

50

ウェア資産を継承しながら、より高速かつ多彩なデータ転送を可能としている。

【0012】

図1は、本発明のコンピュータシステムのハードウェア構成図である。図1において、上位装置10、20、30はデータ処理を行う中央処理装置としての役割を果たす。複数の磁気ディスクドライブ50は、記憶制御装置40の配下にアレイ状に接続される記憶媒体からなる記憶装置である。記憶制御装置40はこの磁気ディスクドライブ50の制御を行なうディスクアレイ装置である。

【0013】

記憶制御装置40は、上位装置10、20、30との間のファイバチャネルプロトコルを制御するフロントエンド制御部(チャネルアダプタ)41、記憶制御装置40全体を制御するマイクロプロセッサ42、記憶制御装置40の動作を制御するマイクロプログラム及び制御用データ並びに後述する各テーブルを格納する不揮発の制御メモリ43、データを一時的に格納(バッファリング)しておくキャッシュ45、このキャッシュ45のデータの読み書きを制御するキャッシュ制御部44、磁気ディスクドライブ50との間に使用されているプロトコルを制御し、磁気ディスクドライブ50とのデータ転送を制御するバックエンド制御部(ディスクアダプタ)46、情報設定を行うパネル47から構成される。

【0014】

磁気ディスクドライブ50は、論理的に分割した区画に分けられる。SCSIの protokolでは、この区画をLU(Logical Unit)といい、その領域は、各々、LUN(Logical Unit Number)という番号を持つ。本実施の形態では、LUN0番のLUであるLU0(51)と、LUN1番のLUであるLU1(52)との2つの領域を有する場合を示している。

【0015】

上位装置10、20、30と記憶制御装置40は、ファイバチャネル60をインタフェースとし、ファブリック(Fabric)というスイッチ装置を介して接続されている。

【0016】

図1のシステムの動作を、上位装置10が記憶制御装置40を経由してディスクドライブ50内に構成されたLU0(51)とデータ転送を行う場合を例にとって説明する。上位装置10が記憶制御装置40にログインし、その後LU0(51)に対してアクセス要求(I/O要求)を出すと、その要求を受けたフロントエンド制御部41はマイクロプロセッサ42に割込み要求を行う。マイクロプロセッサ42は、上位装置10からのコマンド情報や上位装置10を認識する情報を制御メモリ43に格納する。上位装置10がLU0(51)に対してアクセスが許可されている場合は、コマンド情報を確認する。

【0017】

確認したコマンドがリードコマンドであった場合、マイクロプロセッサ42は、アクセス要求のあったデータブロックがキャッシュ45にあるか否かを判断する。該当データがある場合にはそのデータを上位装置10に転送し、上位装置10に完了報告を行う。該当データが無い場合には、バックエンド制御部46を使って、アクセス要求のデータブロックをLU0(51)から読み出し、キャッシュ制御部44を使ってキャッシュ45へデータを格納する。次にマイクロプロセッサ42は、フロントエンド制御部41を使って、キャッシュ45に格納したデータを上位装置10に転送し、上位装置10に完了報告を行う。

【0018】

確認したコマンドがライトコマンドであった場合、マイクロプロセッサ42は、ライト要求のデータブロックをキャッシュ45に格納し、上位装置10に完了報告を行う。その後、キャッシュ制御部44を使ってLU0(51)へデータを転送し書き込みを終了する。

【0019】

ファイバチャネルがデータをやりとりする基本単位をフレームと言う。次に、このフレームについて、図2を用いて説明する。図2に示すように、フレーム70はスタートオフフレームSOF(Start Of Frame)71、リンク動作の制御やフレームの特徴づけを行う24

10

20

30

40

50

バイトのフレームヘッダ 7 2、実際に転送される目的となるデータ部分であるデータフィールド 7 3、4バイトのサイクリックリダンダンシチェック C R C (Cyclic Redundancy Check) 7 4、およびエンドオブフレーム E O F (End Of Frame) 7 5 で構成される。データフィールド 7 3 は 0 ~ 2 1 1 2 バイトの間で可変である。

【 0 0 2 0 】

S O F 7 1 は、フレームの先頭に置く 4 バイトの識別子である。E O F 7 5 は、フレームの最後につける 4 バイトの識別子で、S O F 7 1 と E O F 7 5 によりフレームの境界を示す。ファイバチャネルではフレームがないときはアイドル (idle) という信号が流れている。フレームヘッダ 7 2 のフォーマット 8 0 を図 3 に示す。

【 0 0 2 1 】

フレームヘッダの構造について説明する。0 ワードの 2 3 - 0 ビット領域にあたるデスティネーションアイデンティファイ D __ I D (Destination ID) 8 1 はフレーム受け取り側のアドレス識別子である。また、1 ワードの 2 3 - 0 ビット領域にあたるソースアイデンティファイ S __ I D 8 2 は、フレームの送信先ポートを識別する 3 バイトのアドレス識別子であり、送受信されるすべてのフレームで有効な値を持つ。そして上位装置を動的に一意に識別できる情報であり、P L O G I 時 (後述) に上位装置より報告される値である。この S __ I D 8 2 はシステム立ち上げ毎等に動的に変動する値であり、F C - P H (Fibre Channel Physical and Signaling Interface: ファイバチャネルの米国標準規格) ではファブリックによって初期化手続き時に割り当てられることになっている。割り当てられる値は、それぞれのポートが持つ N __ P o r t __ N a m e、N o d e __ N a m e に依存する。

【 0 0 2 2 】

フレームは機能に基づいてデータフレームと制御フレームとに大別される。データフレームは、情報を転送するために用い、データフィールドのペイロード部に上位プロトコルで使用するデータ、コマンドを搭載する。一方、リンク制御フレームは、一般に、フレーム配信の成功あるいは不成功を示すのに使われる。フレームを 1 個受信したことを示したり、ログインする場合に転送に関するパラメータを通知したりするフレーム等がある。

【 0 0 2 3 】

次に、「シーケンス」について説明する。ファイバチャネルにおけるシーケンスは、ある N __ P o r t から別の N __ P o r t へ、一方向に転送されるデータフレームの集まりのことをいい、S C S I のフェーズに相当する。シーケンスの集まりをエクステンジと呼ぶ。例えば、コマンドを発行して、そのコマンドの終了までに、そのコマンド実行のためにやりとりされるシーケンスの集まり (コマンド発行、データ転送、終了報告) がエクステンジとなる。このように、エクステンジは S C S I の I / O に相当する。ファイバチャネルインタフェースでは、上位装置がデバイスに対して、通信パラメータを含むポートログイン P L O G I (N __ P o r t L o g i n) コマンドのフレームを送り、デバイスがこれを受け付けることで通信が可能となる。これをログインという。

【 0 0 2 4 】

何れかの上位装置から記憶制御装置 4 0 への通信要求である P L O G I フレームの構造について説明する。データフィールド 7 3 の詳細構造において、先頭から 2 0 バイト目 ~ 2 7 バイト目 (5 ~ 6 ワード目) までの 8 バイトの領域が N __ P o r t __ N a m e を格納する領域であり、先頭から 2 8 バイト目 ~ 3 5 バイト目 (7 ~ 8 ワード目) までの 8 バイトの領域が N o d e __ N a m e を格納する領域である。

【 0 0 2 5 】

デバイスは、要求を受け付ける場合はアクセプト A C C (Accept) と呼ばれるフレームを、要求を拒絶する場合はリンクサービスリジェクト L S __ R J T (Link Service Reject) フレームを、それぞれ、上位装置に送る。

【 0 0 2 6 】

図 4 にログインシーケンス 1 0 0 を示す。ログイン要求元である上位装置は、P L O G I フレームをログイン要求先であるデバイスの記憶制御装置 4 0 へ送信する。この P L O G

10

20

30

40

50

Iフレームには、そのフレームヘッダ72内にはS__ID82及びその他の情報が、データ・フィールド73内にログイン要求元のN__Port__Name、Node__Nameが含まれている。

【0027】

記憶制御装置40では、このフレームに含まれている情報を取り出し、ログインを受諾する場合はACCフレームをログイン要求元に対して送信する。ログインを拒絶する場合は、PLOGIフレームに対して、記憶制御装置40はLS__RJTと呼ばれるフレームを上位装置に対して送信する。

【0028】

次に、本発明によるセキュリティ情報の取得ならびに自動登録について図5を用いて説明する。

10

【0029】

周辺装置である記憶制御装置40等を先に立ち上げた後で、上位装置10, 20, 30を立ち上げる(ステップ501)。各上位装置は、各々のN__Port__Name情報を格納したログイン要求フレームであるPLOGIフレームを発行する。

【0030】

上位装置が追加された場合には、PLOGIの代わりにFLOGI(ファブリックログイン)の処理がスイッチ装置との間で行われた後、スイッチ装置は接続されたデバイスすべてに対して状態に変化が生じたことを示すRSCN(Registered State Change Notification)を通知する。そして追加された上位装置に対してGPN__ID(Get Port Name)を送信し、N__Port__Name情報を要求する。(ステップ502)。記憶制御装置40のマイクロプロセッサ42は、フロントエンド制御部41のポートP0を經由してN__Port__Nameの含まれたフレームを受領する。尚図面においてはN__Port__Nameの代わりにWWN(World Wide Name)を使用している。WWNはN__Port__Name同様、各装置固有の8バイトの値であり、ポート毎に固有なPort__Nameと、ノード毎に固有なNode__Nameとの和集合である。

20

【0031】

後述する実際のI/O要求時(Inquiry)のフレームには、N__Port__Nameが付加されておらず、立ち上げ毎に値が変化するS__IDのみが付加される。そこでマイクロプロセッサ42は、PLOGIのフレームヘッダからS__IDを、データ・フィールドからN__Port__Nameを切り出し、InquiryにS__IDからN__Port__Nameを引き出せるように関連付けた、図6(a)に示す様な上位装置情報テーブル200を作成して制御メモリ43内に格納しておく(ステップ503)。

30

【0032】

次に、マイクロプロセッサ42は、ステップ503にて切り出したWWNが制御メモリ43内の上位装置情報テーブル200に登録されているWWNと一致するか否かを確認する(ステップ504)。

【0033】

新規のWWNだった場合には、セキュリティテーブルへの登録が行なわれていないために、そのPLOGIを発行した上位装置に接続を拒絶するリジェクトパラメータをいれたLS__RJTを応答し、拒絶を行なう。(ステップ505)。そして新しい上位装置が接続されたものと認識し、パネルの表示部に新しい上位装置が接続された旨を表示し、セキュリティテーブルへの登録を行なうためのモード選択を管理者に促す。選択できるモードとしては、WWNそのものを使用して登録するモードと、WWN内に含まれるCompany__IDを用いて登録するモードとを備える(ステップ506)。尚、新しい上位装置が接続された旨は、画面の点滅や音声による案内等、管理者が認識しやすい表示の仕方とする。

40

【0034】

Company__IDについて説明する。N__Port__Name8バイトは、その60~63ビットの4ビットエリアに識別フィールドを、36~59ビットの24ビットエリ

50

アに Company __ I D を、0 ~ 35 ビットの 36 ビットエリアに V S __ I D (Vendor Specific Identifier) を含んで構成されている。ここで Company __ I D は、各ベンダ毎にユニークな値が割り振られている。つまり、同じベンダは同じ値を備えている。

【 0 0 3 5 】

異なるプロトコルや異なるファイルシステムを持つ上位装置からの I / O によるデータ破壊を防止するためのセキュリティでは、同じベンダの上位装置がアクセスできるデバイスは同一である場合が多い。そのため、ベンダ毎のセキュリティを設定しても問題が多く、複数台まとめてアクセス可否を設定出来るので、より簡易にセキュリティテーブルの作成が行なえる。

【 0 0 3 6 】

管理者が WWN 毎 (複数の上位装置を登録する場合でも 1 台毎) の登録を選択した場合、マイクロプロセッサ 4 2 は、装置立ち上げ時等セキュリティテーブルが全く作成されていない場合には、記憶制御装置 4 0 配下の記憶領域である LU を認識する。そして図 6 (b) に示すような上位装置と LU とのセキュリティテーブル 2 0 1 を作成する。上位装置の追加時や再立ち上げ時等、前もってセキュリティテーブル 2 0 1 が存在する場合には、セキュリティテーブル 2 0 1 に新しい WWN に相当する上位装置を追加し新しいセキュリティテーブルを作成する。

【 0 0 3 7 】

そしてこのセキュリティテーブル 2 0 1 をパネル 4 7 の表示部に表示する (ステップ 5 0 7) 。管理者は、パネル 4 7 を用いてこのテーブルに上位装置のアクセス可否のみを入力する (ステップ 5 0 8) 。

【 0 0 3 8 】

入力の仕方の一例を図 7 に示す。図 7 はパネル 4 7 を示している。表示部 4 7 1 には、自動登録された上位装置 (この場合には H o s t A , H o s t B は既に登録されている上位装置であり、H o s t C が新しく登録された上位装置とする) が表示される。キー部 4 7 2 の矢印キーを押すことによって H o s t C を選択すると、LU アクセス許可・抑止フラグ情報の設定変更が可能となる。ここで管理者は E n a b l e を選択することでアクセスを許可できる。この LU アクセス許可・抑止フラグ情報はデフォルトでは、D i s a b l e としておく方が良い。キー部 4 7 2 には数字キーも備えることで従来の様に WWN を手入力することも出来る。図 7 では簡単のため、LU (記憶領域) が一つの場合の例を示している。

【 0 0 3 9 】

管理者がベンダ毎の登録を選択した場合、マイクロプロセッサ 4 2 は、WWN から C o m p a n y __ I D を切り出す (ステップ 5 0 9) 。そしてこの C o m p a n y __ I D を用いて図 6 (c) に示すようなベンダと LU とのアクセス可否テーブル 2 0 2 を (ステップ 5 0 7) と同様にして作成し表示する (ステップ 5 1 0) 。管理者は、このテーブルにパネル 4 7 を用いて上位装置のアクセス可否のみを入力する (ステップ 5 1 1) 。

【 0 0 4 0 】

セキュリティテーブル 2 0 1 は上位装置 (WWN) と LU との対応を表しているので、ステップ 5 1 1 にて作成したアクセス可否テーブル 2 0 2 を参考にして、各 C o m p a n y __ I D を有する上位装置 (WWN) のアクセス可否入力を自動的に行ない、ステップ 5 0 7 の代替とする (ステップ 5 1 2) 。

【 0 0 4 1 】

以上の入力を元にして、セキュリティテーブル 2 0 1 を完成させ、設定更新する (ステップ 5 1 3) 。

【 0 0 4 2 】

この様にして新しいセキュリティテーブル 2 0 1 に更新された後、マイクロプロセッサ 4 2 は上位装置に G P N __ I D (Get_Port_Name) を発行することで、再度上位装置に P L O G I を発行させる (ステップ 5 1 4) 。

【 0 0 4 3 】

10

20

30

40

50

今度は新しいWWNではないのでステップ504においてNが選択されステップ515に進む。

【0044】

ステップ504において、WWNが既知の場合には、ログイン続行し、このWWNが記憶制御装置40にログイン可能か否かを判断する。そのために、セキュリティテーブル201を参照して、このWWNが記憶制御装置40配下の何れかのLU(図1の場合にはLU0かLU1)にアクセス権限が有るか否かを判断する(ステップ515)。

【0045】

アクセス権限が設定されている上位装置には、ACCを返し(ステップ516)、ログインを完了する(ステップ517)。

10

【0046】

アクセス権限がない上位装置には、LS__RJ Tを返し(ステップ518)、ログインを拒絶する(ステップ519)。

【0047】

ここで、初期システム立ち上げ時の様に、複数台の上位装置が新しく接続された場合、どの上位装置がどのWWNであるかということを経営者は認識できない。そのため、ステップ506において、WWN毎に登録を選択する場合には、別途システムに接続されたSANマネージャ等からどの上位装置がどのWWNを備えているかをチェックしておくことによって、経営者はアクセス権限の有無を入力するのみでセキュリティテーブル201を作成する事が出来る。

20

【0048】

ここで、SANマネージャ装置について図12を用いて説明する。上位装置10, 20, 30ならびに記憶制御装置40はファイバチャネルFabric60とは別にローカルエリアネットワーク(LAN)61で接続されている。このLAN61にはSANマネージャ装置90やファイバチャネルFabric60も接続されている。SANマネージャ装置90はPCやWSであり、LAN61経由で上位装置10, 20, 30や記憶制御装置40ならびにファイバチャネルFabric60からSANのシステム構成を表す情報を取得する。

【0049】

また、ステップ506において、ベンダ毎に登録モードを選択した場合に備えて、予め制御メモリ内に各ベンダのCompany__IDを記憶しておくことで、新しいWWNが何れのベンダの上位装置かを知ることが出来る。よって、初期設定時においても経営者はモード選択を行なうのみでアクセス権限の有無を入力することもなく、セキュリティテーブル201を作成する事が出来る。

30

【0050】

次に、Inquiryコマンド実行について図8を用いて説明する。Inquiryコマンドとは、I/Oプロセスを開始しようとする場合に先立ち、プロセスの対象となる論理デバイスに対して、その実装状態を問い合わせるコマンドである。具体的には、上位装置から記憶制御装置40配下の記憶領域LUへのアクセス要求に先立つ情報問い合わせ要求のことである。本コマンドはSCSIでは必ずサポートされている標準コマンドである。

40

【0051】

フレームヘッダ80の詳細構造において、LUにアクセスしようとする上位装置は、アクセスしようとするLUをもつ記憶制御装置40に対し、Inquiryコマンドを含むフレームを送信する(ステップ801)。このフレームには、PLOGIで割り当てられた、上位装置のS__ID82と、問い合わせを行うLUの識別子であるLUNが含まれている。

【0052】

そしてInquiryが発行されてI/Oを行なう際には、InquiryフレームよりS__ID82を切り出し(ステップ802)、N__Port__NameとS__ID82とを関連付けたテーブルからS__ID82に対応するN__Port__Nameを求める事で

50

、`Inquiry` が何れの上位装置によって発行されたものかを判定する（ステップ 803）。

【0053】

そして判定された上位装置が I/O を行なう LU に対してアクセス権限があるか否かをセキュリティテーブル 201 により判定し（ステップ 804）、権限がある場合にはアクセスを受付けるために `Inquiry` を発行した上位装置に対して ACC を返し（ステップ 805）、I/O 処理を行なう（ステップ 806）。権限がない場合には `LS_RJT` を上位装置に返し（ステップ 807）、I/O 要求を拒絶する（ステップ 808）。

【0054】

以上のように、I/O 処理か I/O 要求拒絶を行い `Inquiry` は終了する（ステップ 809）。 10

【0055】

次に、図 9 を用いて、上位装置の登録のみならず、セキュリティ設定までも自動登録するモードを備えた機能を有する実施例を説明する。

【0056】

ステップ 901 から 909 までは、図 5 に示したステップ 501 から 509 と同一なので説明は省略する。

【0057】

ステップ 909 において `Company_ID` を切り出した後、ユーザはセキュリティ登録を手動で行なうか自動で行なうか選択する（ステップ 910）。 20

【0058】

手動を選択した場合、ステップ 911 と 912 とは、図 5 に示したステップ 510 と 511 と同一なので説明は省略する。

【0059】

自動を選択した場合、マイクロプロセッサ 42 は、セキュリティテーブル 200 に登録されている上位装置の中に、新しい WWN の `Company_ID` と同一のものが有るか否かを検索する。（ステップ 913）。

【0060】

無い場合には、セキュリティ自動設定は行なう事が出来ないので、手動設定と同様にステップ 911 へ進む。同一 `Company_ID` がある場合には、その `Company_ID` のセキュリティ設定をコピーすることで当該上位装置に対するアクセス可否設定入力を省く（ステップ 914）。 30

【0061】

以上のようにして、ベンダ毎のセキュリティテーブルを作成した後のステップ 915 以降は、図 5 のステップ 613 以降と同様であるので説明は省略する。

【0062】

次に稼動しているコンピュータシステムにおいて、障害等により上位装置の一時停止、或いはホストバスアダプタを交換する場合について、図 10 を用いて説明する。

【0063】

ある上位装置がシステムから抜かれた（ステップ 1001）とき、すなわち上位装置に接続されたケーブルをスイッチ装置から抜いたとき、ファイバチャネル 60 のスイッチ装置（図示せず）は、接続されたデバイスすべてに対して状態に変化が生じたことを示す `RSCN` を通知する（ステップ 1002）。この通知を受信した記憶制御装置 40 は、アクセプト（ACC）フレームを送信する（ステップ 1003）。記憶制御装置 40 は、既にログイン中の上位装置の中に `RSCN` で通知のあった上位装置があるかを確認する（ステップ 1004）。あった場合には、その上位装置に対して `GPN_ID` を送信する（ステップ 1005）。 40

【0064】

上位装置は接続を外されたため、`GPN_ID` に対する応答をすることができないので、記憶制御装置 40 はアクセプト（`FS_ACC`）を受信することができない（ステップ 1 50

006)。そこで記憶制御装置40でこの上位装置に対して内部的にログアウト処理を実施する。そしてセキュリティテーブル200のアクセス許可・抑止フラグ情報を、Disableに変更し、アクセス抑止する(ステップ1007)。ホストバスアダプタを交換後、スイッチ装置に接続し直すときは、N_Port_Name情報が変更になるため、上位装置新設/追加に関する実施例と同様となる。

【0065】

ここで、ステップ1007においてセキュリティテーブル200のアクセス許可・抑止フラグ情報の変更を行わないように設定しておけば、上位装置の停止が一時的であったり、修理を完了して復帰した場合には、セキュリティテーブル200の再設定を行なうことなく、停止以前と同じ記憶領域にアクセスする事が出来る。ホストバスアダプタ交換処理は同じポートにおけるケーブルの挿抜処理を行うため、“障害等によるホストアダプタ交換と判断する”モードにしておくと、管理者がパネル47からアクセスを許可しなくても、アクセスできるように自動設定される(ステップ512)。逆に、“アクセス許可・抑止を行う”モードにしておけば、上位装置追加に関する実施例と同じ処理にて、追加処理がなされる。

10

【0066】

次に図11を用いてLUセキュリティ変更について説明する。パネル47を用いてセキュリティテーブルの変更を開始する(ステップ1101)。最初は変更モードをWWN毎かベンダ毎かを選択する(ステップ1102)。

【0067】

WWN毎を選択した場合には、マイクロプロセッサ42は、パネル47の表示部471に設定されている上位装置の一覧を示す(ステップ1103)。そして管理者は、キー部472を用いて変更する上位装置のアクセス可否を変更する(ステップ1104)。

20

【0068】

ベンダ毎を選択した場合には、マイクロプロセッサ42は、上位装置情報テーブル200のWWNからCompany_IDを切り出し、ベンダ毎のアクセス可否テーブル202を作成する(ステップ1105)。そしてこのベンダ毎のアクセス可否テーブル202をパネル47の表示部471に示す(ステップ1106)。管理者は、キー部472を用いて変更するベンダのアクセス可否を変更する(ステップ1107)。その結果に基づきマイクロプロセッサ42は、変更したベンダのCompany_IDを持つWWNを検索し、ステップ1104と同じ結果となるようにする(ステップ1108)。

30

【0069】

そしてマイクロプロセッサ42は、セキュリティテーブル201を変更する(ステップ1109)。そして上位装置に再認識処理を行わせるコマンドを発信し(ステップ1110)、上位装置はこのコマンドに対してPLOGIを発信することでログインを行なう(ステップ1111)。尚、アクセス可能だった上位装置をアクセス不可にするためには、再認識処理の前に記憶制御装置側40で、内部的にアクセス不可にする上位装置をログアウトさせておく。

【0070】

上記の3例では、記憶制御装置40のフロントエンド制御部41のLU単位でのアクセス許可・抑止を行っているが、LU毎ではなく、記憶制御装置40毎で設定することも可能であり、その場合にはセキュリティテーブル201のアクセス先がLUではなく記憶制御装置40の形式となる。また、フロントエンド制御部41が複数のポートを持つ場合には、ポート毎に上位装置のアクセス権限を設定する事で、上位装置の競合を避けたり優先度をつける事が可能となる。

40

【0071】

また、セキュリティテーブル201を記憶制御装置40で作成後に上位装置に転送し、上位装置自身がPLOGIやInquiryを発信する前にアクセス権限が有るか否かを判断することによってセキュリティシステムを構築してもよい。この場合には、上位装置は各記憶制御装置から送られてきたセキュリティテーブルから自身のアクセス権限のところ

50

のみを選択して記憶しておけばよい。同様に、上位装置と記憶制御装置の間に位置するスイッチ或いはS A Nマネージャ内にセキュリティテーブルを設けてもよい。この様にする
ことで、ファイバチャネルを転送されるコマンドや、記憶制御装置が処理するコマンドを
減少させることが出来、I / O処理をより効率的に行なう事が出来る。

【0072】

また、異種プロトコルや異なるファイルシステム、異なるOSからのアクセスによるデー
タ破壊は、通常はデータライト時にのみ発生するものであり、データリードに関しては他
のプロトコルや異なるファイルシステムを持つ上位装置からも行なえた方が便利な場合が
多い。よって、図5のステップ507やステップ508の様に、ユーザにアクセス権限を
入力させる際にリードアクセスとライトアクセスとを別々に設定させることで、読み出し
のみは許可する記憶領域を備えたり、書き込みのみアクセス権限を設けさせるような設定
として読み出しは自由に行なえるようにしてもよい。

10

【0073】

また、同一ベンダが複数のファイル形式の上位装置を製造していることもある。その場合
にCompany__IDを使用すると、本来のセキュリティを達成することが出来なくなる
恐れがある。そのような場合には、Company__IDにOSやファイル形式等を識
別しているコードの部分を加えて、先の実施例で説明したCompany__IDの代わり
とすることで対応できる。

【0074】

また、上位措置を識別する際にN__Port__Nameを用いず、P L O G Iから上位装
置のプロトコルやファイル形式、OSを識別することにより、これらの識別情報をC o m
p a n y __ I D代わりとすることで、同じファイル形式の上位装置には同一のアクセス権
限を与えるような設定とする事が出来る。

20

【0075】

尚、上記実施例においては説明を簡単にするために記憶制御装置は1台、L Uは2つとし
たが、複数台の記憶制御装置からなるシステムでも、L U数が3以上でのシステムであ
った場合、より本発明を適用する事によりセキュリティー設定を簡易化する事が出来るのは
言うまでもない。また、記憶領域としてL U単位でなく、論理ボリューム単位、R A I D
グループ単位、論理的に区分された単位ではない物理領域或いは物理ボリュームの単位で
も設定可能である。また、記憶装置や記憶制御装置が複数台有るものの、論理的には一つ
の記憶装置や記憶制御装置である場合のように、上位装置、記憶制御装置、記憶装置が複
数台という場合には、論理的に複数及び物理的に複数の何れの意味をも含むものである。

30

【0076】

また、記憶媒体として磁気ディスクの他に、光ディスクや光磁気ディスク、媒体形状とし
てはディスク以外にテープ等でも良いし、対象となる技術分野も上位装置と記憶制御装置
との間に限らず、アクセス制限を設ける必要の生じる情報処理装置間等に適用できる事は
もちろんである。

【0077】

【発明の効果】

以上述べたように、本発明によって、上位装置と記憶制御装置間のインタフェースとし、
上位装置、記憶制御装置、記憶制御装置配下にある1つ以上の記憶領域、から構成される
コンピュータシステムにおいて、接続された上位装置を一意に識別する情報を自動的に取
得・登録することにより、簡易に記憶制御装置配下にある記憶領域へのアクセスの許可・
抑止を行えることができ、管理上の負担を減少させることができる。

40

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施の形態を示すハードウェア構成図である。

【図2】フレームのフォーマットを示す図である。

【図3】フレームヘッダの詳細を示す図である。

【図4】上位装置とデバイス間のログイン時のシーケンス図である。

【図5】ログインとセキュリティテーブル登録・設定とのフローチャートである。

50

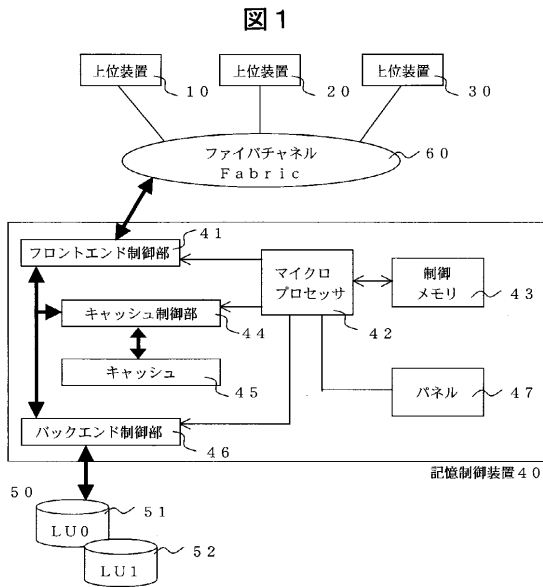
- 【図6】セキュリティテーブルの一例を示す図である。
- 【図7】セキュリティ情報登録時の表示部の一例を示す図である。
- 【図8】Inquiryコマンドのフローチャートである。
- 【図9】セキュリティテーブル自動設定モードを有するフローチャートである。
- 【図10】デバイス一時停止の際の処理を示すフローチャートである。
- 【図11】セキュリティテーブル変更と再ログインのフローチャートである。
- 【図12】SANマネージャを示す図である。

【符号の説明】

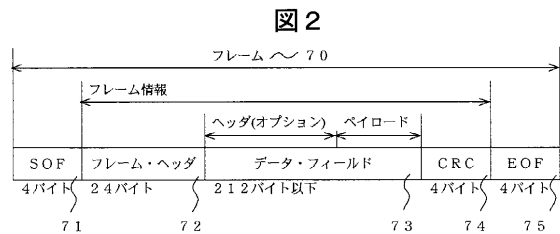
10, 20, 30 ... 上位装置、40 ... 記憶制御装置、41 ... フロントエンド制御部、42 ... マイクロプロセッサ、43 ... 制御メモリ、44 ... キャッシュ制御部、45 ... キャッシュ、46 ... バックエンド制御部、47 ... パネル、50 ... 磁気ディスクドライブ、51 ... LU0、52 ... LU1、60 ... ファイバチャネル、61 ... ローカルエリアネットワーク、70 ... フレーム、71 ... スタートオブフレーム、72 ... フレームヘッダ、73 ... データフィールド、74 ... サイクリック・リダンダンシチェック、75 ... エンドオブフレーム、80 ... フレームヘッダ、81 ... デスティネーションアイデンティファイア、82 ... ソースアイデンティファイア、90 ... SANマネージャ装置、200 ... 上位装置情報テーブル、201 ... セキュリティテーブル、202 ... ベンダ毎のアクセス可否テーブル、471 ... 表示部、472 ... キー部。

10

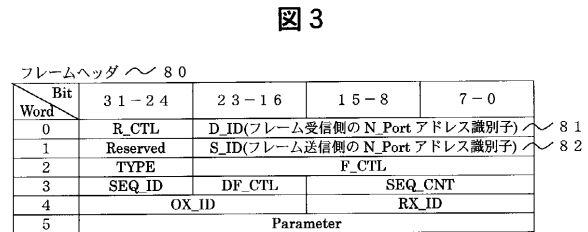
【図1】



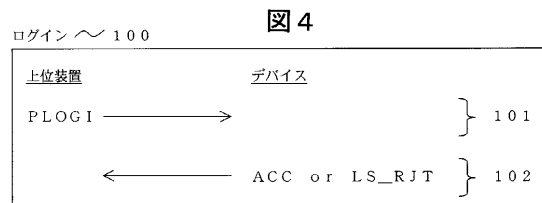
【図2】



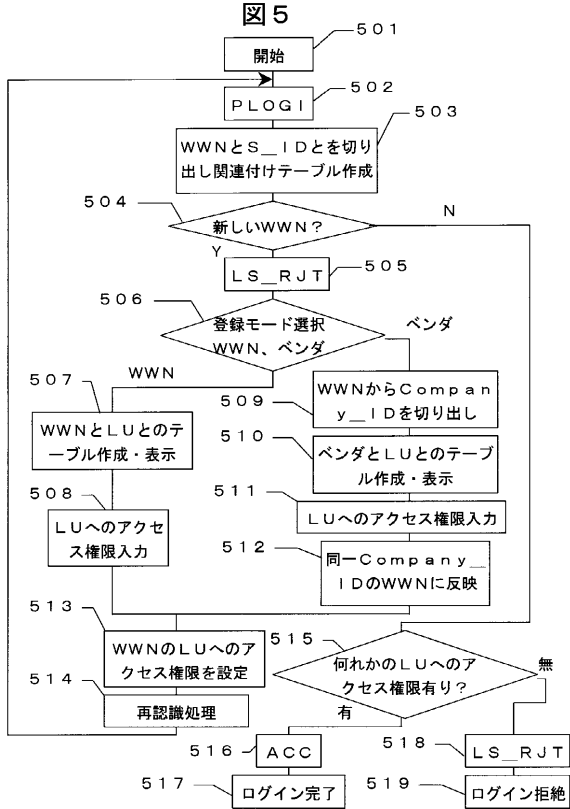
【図3】



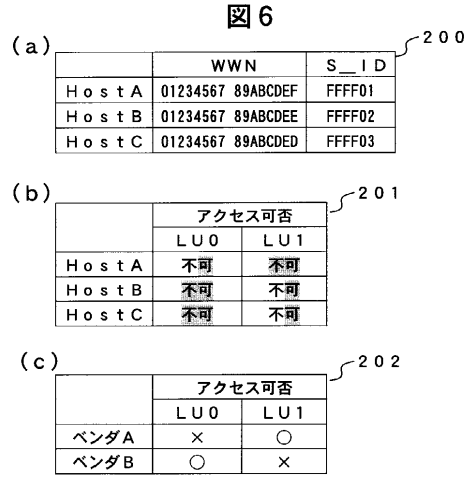
【図4】



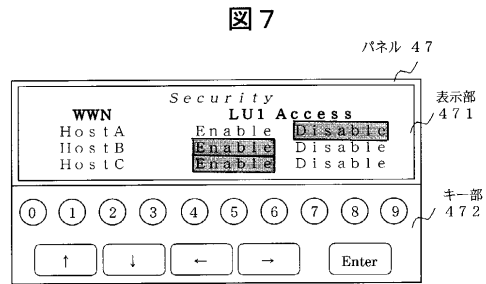
【図5】



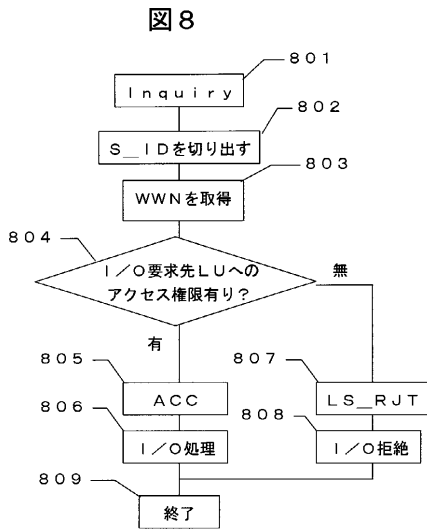
【図6】



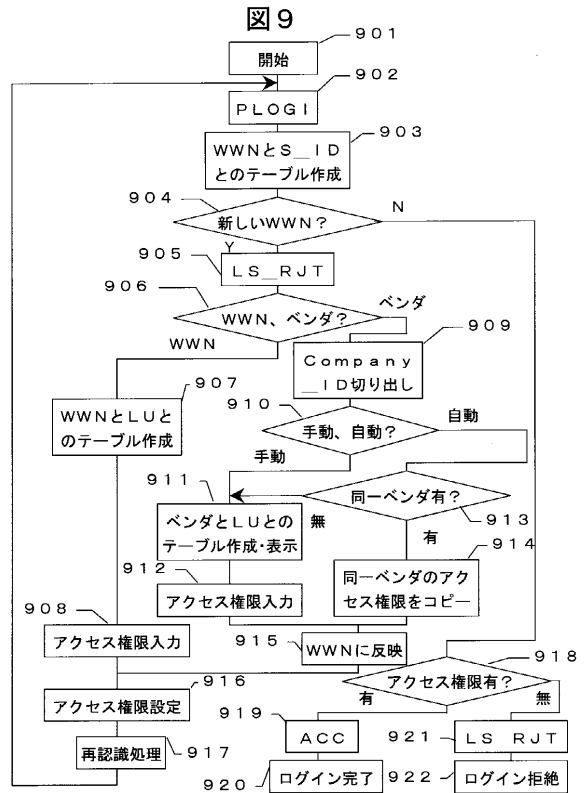
【図7】



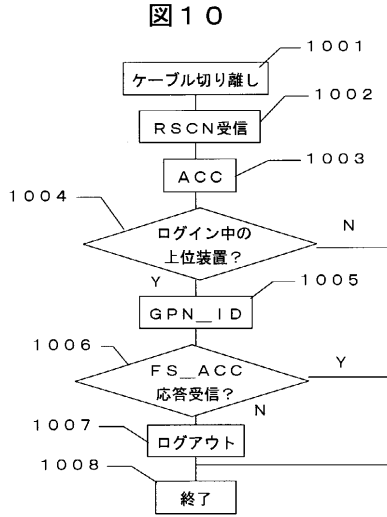
【図8】



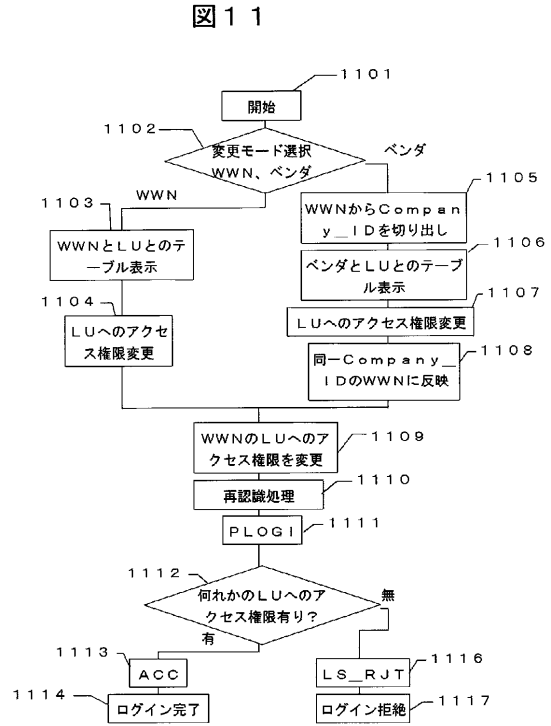
【図9】



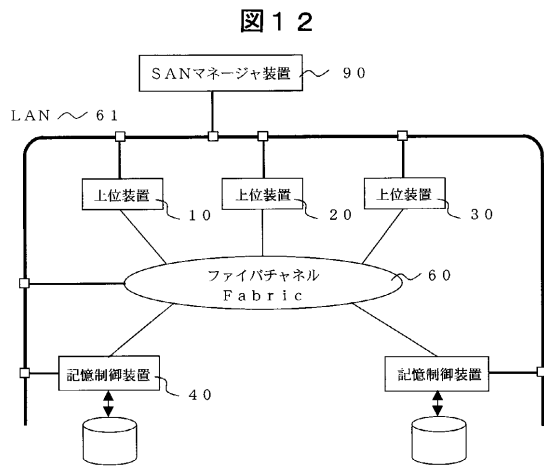
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平 1 0 - 3 3 3 8 3 9 (J P , A)
特開平 1 0 - 0 2 7 0 6 9 (J P , A)
特開 2 0 0 1 - 0 1 4 2 6 1 (J P , A)

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

G06F 21/00 - 21/24
G06F 3/06
G06F 12/00
G06F 13/10 - 13/14